

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 五〇六
  - 保安林の指定施業要件を変更する件二件 五〇六
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 五〇九
  - 道路の区域を変更する件三件 五〇〇
  - 道路の供用を開始する件 五一
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 五二

## 告 示

### 福島県告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
福島市大波字寺道二のイ、二のロ、三のイ、三のロ、字岩巡一五、一六、二五、二七
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年九月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市塩川町金橋字新田山四一四四の一、四一四四の二、高郷町揚津字滝ノ上甲二八〇の三九、耶麻郡猪苗代町大字山潟字舟附場六七の四
  - 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
  - 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに喜多方市役所及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）
- 福島県告示第六百八十号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 平成三十年九月四日
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市山都町早稲谷字小漆谷二〇〇九から二〇一八まで、二〇一九の一、二〇一九の二、二〇二〇から二〇二二まで、二〇二二のイ、二〇二三、二〇二四の一、二〇二四の三から二〇二四の七まで、二〇二五から二〇二七まで、二〇三一から二〇三七

まで、三一六三

二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

芳賀亮悦 星克己 星清次 星治 野沢幸夫 黒川イ子ヨ 芳賀文一郎 星丑三 赤松政範 星光雄 芳賀長市 小山光吉 芳賀百作 星克己 芳賀文三 小山駒吉 小山盛 星初男 野澤幸夫 小山三吉 星十吉 赤松與助 星清次 平野定次

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する旨と農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第五百九十四号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第六百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

荒栄喜 半谷義実 高橋祐真 荒栄喜

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する旨と農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第四百六十九号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第六百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

野辺ハルミ 的場正夫 的場作馬 菊地操 岩下彦一 野邊春江 野辺善市 野辺惣吾 野辺庄伊 野辺新次郎 野辺弥市 伊野直次 遠藤峯八 遠藤藤次右衛門 後藤勝久 後藤蔵之助 後藤庄喜 遠藤貞一 遠藤正美 遠藤正彦 遠藤栄八 小椋千代美 小椋義輝 小椋善太郎 小椋登 小椋智賀良 小椋博 小椋巻八 野辺新平 的場作男 野辺力 菊地久次 野辺市記 岩下吉次郎 遠藤留衛 遠藤重美 遠藤直七 遠藤清政 遠藤久一 園木進 後藤リキノ 遠藤俊雄 後藤健一 後藤豊五 小椋正彦 小椋榮 小椋勲 小椋康次 小椋ワノ 小椋豊記 リンド産業株式会社 田代寅夫 田代常巳 佐藤一郎 物江誠 伊藤芳孝

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する旨と農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成三十年福島県告示第五百二十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第六百八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
武沢弘三
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第五百八十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第六百八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	------------------------	------------------------	---------------

一般国道 一一八号	石川郡玉川村大字竜崎 字原作田三八二番四地 先から 同 郡同 村大字竜崎 字滝山一二番一四地先 まで	変更前 一三・〇〇 三八・〇〇	変更後 一五・〇〇 四一・〇〇	一、〇三五・七
--------------	---	-----------------------	-----------------------	---------

（道路計画課）

**福島県告示第六百八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字鎌田 字鶴巻三二番一地先か ら 同 郡同 町大字鎌田 字鍋作一六六番二地先 まで	変更前 八・四〇 一七・五〇	変更後 八・四〇 一七・五〇	一、四八八・三
	石川郡古殿町大字鎌田 字鶴巻三二番一地先か ら 同 郡同 町大字鎌田 字鍋作一六六番二地先 まで	A 八・四〇 一七・五〇	B 一一・四〇 二二・四〇	一、四九二・八

まで 石川郡古殿町大字鎌田 字田中田六一番一地从 から 同 郡同 町大字鎌田 字長光地五番二地先ま で	C 一〇・四 二六・三	一二四・四
---	-------------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第六百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	石川郡古殿町大字鎌田 字鍋作一六六番一地从 から 同 郡同 町大字鎌田 字発木内六四番一地从 まで	変更前 A 一七・五	八・四 一七・五	一、五五六・〇
		変更後 A 一七・五	八・四 一七・五	一、五五六・〇
		B 二五・七	二五・七	一、五八二・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

一般国道二一八号	石川郡玉川村大字竜崎字原作田三 八二番四地从から 同 郡同 村大字竜崎字滝山一二 番一四地先まで	平成三〇年九月四日
----------	---	-----------

(道路計画課)

公 告

**公告第197号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年9月4日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁舎の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成31年1月1日から平成31年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月28日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年9月28日（金）午後5時15分まで必着とする。

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、平成30年9月4日（火）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日、同月17日及び同月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年9月14日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 平成30年10月16日（火）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎12階仮設会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年10月15日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural office building 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 16 October 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 15 October 2018

(4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives & Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL024-521-7080

(施設管理課)